

局取県公報

令和3年9月10日(金) 号外第85号

毎调火·金曜日発行

						14/11/	3Z.:E	H 70 1	,
			目	次					
\Diamond	規	則	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(42)	(福祉	保健課)	 		• 3

――公布された規則のあらまし―

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

災害救助法等の一部が改正され、災害が発生するおそれがある段階において、国の災害対策本部が設置され た場合には、災害救助法を適用することが可能とされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において行う救助の程度、方法及び期間等について規定の整備を行う。
- (2) 被災した住宅の応急修理の完了期限を災害発生の日から3月以内(災害対策基本法に規定する特定災害 対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内) (現行 災害 発生の日から1月以内)に改める。
- (3) 救助に従事させた者に支出する日当の額は、知事が別に定めることとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。ただし、(2)に関する事項は、令和3年6月18日から適用する。

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年9月10日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則(昭和35年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(趣旨)

号。以下「法」という。) に基づいて行う救助に関し て必要な事項を定めるものとする。

(災害発生市町村等の長による救助の実施)

第17条 略

条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定 するところにより、当該救助に関する事務を処理しな ければならない。

別表第1 (第5条関係)

救助の程度、方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (1) 避難所

ア・イ 略

ウ 避難所設置のため支出することができる費用 は、次のとおりとし、1人1日当たり330円以内 とする。ただし、法第4条第2項の避難所につい ては、災害が発生するおそれがある場合において 必要となる知事が別に定める経費とし、1人1日 当たり330円以内とする。

(ア)~(カ) 略

エ・オ 略

カ 避難所を開設することができる期間は、法第 4条第1項第1号の避難所にあっては災害発 生の日から7日以内、同条第2項の避難所に あっては法第2条第2項の規定による救助を開 始した日から7日以内とする。

(2) 略

 $2 \sim 5$ 略

6 被災した住宅の応急修理

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118 第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118 号。以下「法」という。) に基づき、災害に際して行 なう救助に関して必要な事項を定めるものとする。

(災害発生市町村の長による救助の実施)

第17条 略

2 前項の通知を受けた災害発生市町村等の長は、第6 2 前項の通知を受けた災害発生市町村の長は、第6 条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定 するところにより、当該救助に関する事務を処理しな ければならない。

別表第1 (第5条関係)

救助の程度、方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (1) 避難所

ア・イ 略

ウ 避難所設置のため支出することができる費用 は、次のとおりとし、1人1日当たり330円以内 とする。

(ア)~(カ) 略

エ・オ 略

カ 避難所を開設することができる期間は、災害発 生の目から7日以内とする。

(2) 略

 $2\sim5$ 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) • (2) 略

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以 内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23 条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第 24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法 第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が 設置された災害にあっては、6月以内)に完了する ものとする。

7~12 略

- 13 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用
 - (1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、 次に掲げる救助に必要な範囲とする。
 - ア 被災者(法第4条第2項の救助にあっては避難 者) の避難に係る支援

イ~キ 略

(2) (3) 略

別表第2 (第13条関係)

実費弁償

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
 - (1) 目当

日当は、救助に関する業務に従事した者に相当す る県の常勤の職員の給与等を考慮して知事が別に 定める額を支給する。

(2) • (3) 略

2 略

様式第1号(第6条関係)

公用令書 略

住 所

(法人その他の団体にあって) しは、主たる事務所の所在地 丿

- (1)・(2) 略
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以 内に完了するものとする。

7~12 略

- 13 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用
 - (1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、 次に掲げる救助に必要な範囲とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ~キ 略

(2) • (3) 略

別表第2 (第13条関係)

実費弁償

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
 - (1) 日当

日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げ る額を支給する。

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,900
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床 工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,800円
- ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1 日当たり 14,900円
- 工 救急救命士 1人1日当たり 14,100円
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円
- カ 大工 1人1日当たり 20,900円
- <u>キ</u> 左官 1人1日当たり 20,100円
- ク とび職 1人1日当たり 21,200円
- (2) (3) 略

2 略

様式第1号(第6条関係)

公 用 令 書

住 所

(法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地

氏 名 氏 名 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) しは、その名称及び代表者名 丿 は、その名称及び代表者名し 災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管 災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管 を命ずる。 を命ずる。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 回 鳥取県知事 氏 名 記 記 ----- 切---取---線------受 領 書 受 領 書 略 公用令書を受領した。 公用令書を受領した。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏 名様 鳥取県知事 氏 名様 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地。 しは、主たる事務所の所在地人 氏 名 氏 名 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名。 は、その名称及び代表者名え 様式第1号の2 (第6条関係) 様式第1号の2 (第6条関係) 公 用 令 書 略 公用令書略 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地 は、主たる事務所の所在地 氏 名 氏 名 **(**法人その他の団体にあって ` (法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名。 は、その名称及び代表者名 丿 災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用 災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用 する。 する。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 回 鳥取県知事 氏 名 記 略 受 領 書 受 領 書 略 公用令書を受領した。 公用令書を受領した。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏 名様 鳥取県知事 氏 名様 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地 は、主たる事務所の所在地 氏 名 氏 名

(法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名 しは、その名称及び代表者名し 様式第1号の3 (第6条関係) 様式第1号の3 (第6条関係) 公 用 令 書 公 用 令 書 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) しは、主たる事務所の所在地 丿 は、主たる事務所の所在地 氏 名 氏 名 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって は、その名称及び代表者名 は、その名称及び代表者名 災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理 災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理 月 年 月 目 日 鳥取県知事 氏 鳥取県知事 氏 名 🗊 名 受領書 略 受領書 公用令書を受領した。 公用令書を受領した。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏 名様 鳥取県知事 氏 名様 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地え は、主たる事務所の所在地ノ 氏 名 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名 は、その名称及び代表者名。 様式第1号の4 (第6条関係) 様式第1号の4 (第6条関係) 公 用 令 書 略 公 用 令 書 略 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地 は、主たる事務所の所在地 氏 名 法人その他の団体にあって (法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名 は、その名称及び代表者名 災害救助法第9条の規定に基づき、下記の(土地・家 災害救助法第9条の規定に基づき、下記の(土地・家 屋・物資)を使用する。 屋・物資)を使用する。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 鳥取県知事 氏 名 🗊 記 記 受預書 受 預 書

公用令書を受領した。 年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

(法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地ノ

氏 名

(法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名.

様式第2号(第6条関係)

公用変更令書

住 所

(法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地

氏 名

(法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名

公用令書を、下記のとおり変更したので、災害救助法 施行規則第1条第4項の規定により交付する。

年 月 日

鳥取県知事 氏

記

----- 切---取---線-------

受 領 書

公用変更令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

(法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地

氏 名

(法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名し

様式第3号(第6条関係)

公用取消令書

略

住 所

(法人その他の団体にあって) しは、主たる事務所の所在地 】

氏 名

(法人その他の団体にあって) しは、その名称及び代表者名 丿

くなったので、災害救助法施行規則第1条第5項の規定 くなったので、災害救助法施行規則第1条第5項の規定

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

∫法人その他の団体にあって は、主たる事務所の所在地と

(法人その他の団体にあって は、その名称及び代表者名

様式第2号(第6条関係)

公用変更令書

住 所

(法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地

氏 名

(法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名

公用令書を、下記のとおり変更したので、災害救助法 施行規則第1条第4項の規定により交付する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 🗊

記

受 領 書

公用変更令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

(法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地

氏 名

(法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名く

様式第3号(第6条関係)

公用取消令書

住 所

(法人その他の団体にあって は、主たる事務所の所在地

氏 名

(法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名し

管理(使用・保管・収用)に関する処分を必要としな 管理(使用・保管・収用)に関する処分を必要としな

により交付する。 により交付する。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 回 鳥取県知事 氏 記 記 受 領 書 受 領 書 公用取消令書を受領した。 公用取消令書を受領した。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏 名様 鳥取県知事 氏 名様 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地 は、主たる事務所の所在地 氏 名 氏 名 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名 は、その名称及び代表者名 様式第5号(第8条関係) 様式第5号(第8条関係) 受 領 調 書 受 領 調 書 収用 (使用) する物資を下記のとおり受領した。 収用(使用)する物資を下記のとおり受領した。 月 年 月 日 受領者 鳥取県職員 受領者 鳥取県職員 氏 名 氏 名 印 立会人 物資所有者(占有者) 立会人 物資所有者 (占有者) 氏 名 氏 名 ⑩ 記 記 1~5 略 1~5 略 様式第6号(第9条関係) 様式第6号(第9条関係) 損失補償請求書 略 損失補償請求書 災害救助法施行規則第3条の規定により下記のとお 災害救助法施行規則第3条の規定により下記のとお り損失の補償を請求する。 り損失の補償を請求する。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏 名様 鳥取県知事 氏 名様 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって (法人その他の団体にあって は、主たる事務所の所在地 は、主たる事務所の所在地ノ 氏 名 氏 名 (法人その他の団体にあって (法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名. は、その名称及び代表者名 記 1 • 2 略 1 • 2 略 備考 略 備考 略 様式第7号(第10条関係) 様式第7号(第10条関係) (表 面) (表 面)

公 用 令 書 公 用 令 書 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) しは、主たる事務所の所在地 は、主たる事務所の所在地 職業 職業 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) しは、事業の種類 は、事業の種類 氏 名 氏 名 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって は、その名称及び代表者名 しは、その名称及び代表者名 年 月 日生 年 月 日生 災害救助法第7条の規定に基づき下記のとおり従事 災害救助法第7条の規定に基づき下記のとおり従事 を命ずる。 を命ずる。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏名 回 鳥取県知事 氏名 記 略 受 預 書 受 預 書 公用令書を受領した。 公用令書を受領した。 午前 午前 年 月 日 時 年 月 日 時 分 午後 午後 鳥取県知事 氏 名様 鳥取県知事 氏 名様 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地 は、主たる事務所の所在地 氏 名 氏 名 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名 は、その名称及び代表者名 (裏 面) (裏 面) 様式第8号(第10条関係) 様式第8号(第10条関係) 公 用 取 消 令 書 公 用 取 消 令 書 略 住 所 住 所 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) しは、主たる事務所の所在地人 は、主たる事務所の所在地 職業 (法人その他の団体にあって (法人その他の団体にあって は、事業の種類 は、事業の種類 氏 名 (法人その他の団体にあって) (法人その他の団体にあって) しは、その名称及び代表者名人 しは、その名称及び代表者名 年 月 日生 年 月 日生

災害救助法第7条の規定に基づく公用令書は、その必 災害救助法第7条の規定に基づく公用令書は、その必 要はなくなったので、災害救助法施行規則第4条の規定 | 要はなくなったので、災害救助法施行規則第4条の規定 により交付する。

年 月 日

> 鳥取県知事 氏 名

> > 記

受 領 書

公用取消令書を受領した。

午 前

年 月 日 時

分

午 後

鳥取県知事 氏名 様

住 所

(法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地

氏 名

(法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名

様式第12号(第16条関係)

災害救助法による(療養・休業・障害・遺族・葬 祭・打切) 扶助金支給申請書

下記のとおり

扶助金を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

氏 名

(経由)

略

備考 略

様式第13号(第17条関係)

番 号

月 日

市町村長 氏 名 様

鳥取県知事 氏 名

災害救助法による救助に関する事務の一部を災 害発生市町村等の長が行うこととすることにつ いて (通知)

年 月 日に発生した 災害におい る事務については、同表の期間において貴職が行うこと る事務については、同表の期間において貴職が行うこと

により交付する。

年 月

鳥取県知事 氏 名 回

記

受 領 書

公用取消令書を受領した。

午 前

年 月 日

分

午 後

鳥取県知事 氏名 様

住 所

(法人その他の団体にあって) は、主たる事務所の所在地人

氏 名

(法人その他の団体にあって) は、その名称及び代表者名

様式第12号(第16条関係)

災害救助法による(療養・休業・障害・遺族・葬 祭·打切) 扶助金支給申請書

下記のとおり

扶助金を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

氏 名 印

(経由)

略

備考 略

様式第13号(第17条関係)

番

年 月

市町村長 氏 名 様

鳥取県知事 氏 名 回

災害救助法による救助に関する事務の一部を災 害発生市町村の長が行うこととすることについ て (通知)

年 月 日に発生した 災害におい て災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助│て災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助 法第13条第1項の規定に基づき、下記の表の救助に関す 法第13条第1項の規定に基づき、下記の表の救助に関す

としました。	としました。
なお、下記期間における救助の適正な実施が困難な場	なお、下記期間における救助の適正な実施が困難な場
合は、当該期間内に本職に協議してください。	合は、当該期間内に本職に協議してください。
記	記
略	略

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県災害救助法施行細則別表第1第6号の(3)の規定は、令和3 年6月18日から適用する。